



284号
2024年
12月27日

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
7168 (内線)
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <https://odunion.jp>

メールアドレス info@odunion.jp

目次： 1~4：団体交渉報告 5：楽しい仲間のふぁみりいコンサート 6：サイクリングで里山探訪

11/27 団体交渉報告

岡山大学職員組合では、11月27日の13:30から2時間にわたり、岡山大学と賃金・労働環境改善に関する団体交渉を行いました。今回の団体交渉では、人事院勧告対応・給与に関する要求をはじめとして、10件の要求事項について交渉を行いました。その、交渉結果についてご報告いたします。

1. 人事院勧告・給与に関する要求

要求書では、人勧準拠以上の給与の増額を求めていましたが、例年12月に行われる人勧対応の給与改正が遅れており、1月に対応状況を聞いて内容によっては再度団体交渉を行うことになりました。

大学によれば、「今年度の人事院勧告は33年ぶりの高い水準で、厳しい財政状況の中、かなりの支出増になり経営に多大な影響を及ぼすことが見込まれ、来年度の予算も含めて慎重に検討しています。1月の経営協議会を目処に今年度中の対応を目指しています」とのことでした。

旧年俸制のグレード見直しについては、人事院勧告に準拠できるかどうかという厳しい財政状況で難しいとの回答でした。なお、旧年俸制から新年俸制への移行は可能で、現在も移行について個別相談を行っており、大学ホームページの教職員専用ページに問い合わせ窓口等を掲載していますとのことでした。

非常勤職員の給与については、最低賃金の上昇に応じて来年の4月1日から改正する予定で準備をしているとのことでした。

新年俸制のグレード改定が次年度対応であることについて、本年度に遡及対応するよう要求しましたが、これについては、新年俸制は年俸契約なので、対応が次年度になるのは仕方が無いと考えていますとのことでした。

扶養手当の見直しで配偶者に係わる手当を廃止しないことについては、人勧対応の内容以外の検討はしていませんとのことでした。

以上のように、人勧対応は例年と異なる状況です。他大学に目を向けてみると、4月までの遡及

が難しく対応を遅らせているところもいくつかあります。今後明らかになる岡山大学の対応状況でも、きちんと4月まで遡及対応できるのかが一つのポイントになります。



2. 教員の定年延長に関する要求

教員が本人の希望により70歳まで就業を可能にすることを要求しました。大学は、「社会状況を見ながら検討していく必要はありますが、教員の若手比率も大学にとっては重要で、若手博士の人材活用にも関係します。今すぐ延長の検討を進めるものではありませんが、様々な状況を見ながら今後検討していきます」と回答しました。

交渉に参加していた英語の非常勤講師の組合員は、数年後、英語の非常勤講師が不足する状況を鑑みて、特別契約職員の英語教員も常勤職の特任のように65歳以降も希望すれば雇用延長できませんかと訴えました。大学は、常勤職の特任は特殊なケースで特別契約職員の教員とは一緒にできませんが、定年延長とは別に、希望者が残るということではなくて、必要に応じて特別な形でケースバイケースの雇用はあるかもしれないと回答しました。

特任教授の仕組みに明確な基準がないのか聞いたところ、空いたポストに新しい先生が何らかの理由で補充されなかったとき、期間限定で退職者に特任として務めていただくイレギュラーなケースとの説明がありました。

3. 入試手当に関する要求

試験当日の監督業務や連絡業務について入試手当を支給することを要求しました。これに対し大学は、「昨年度も挙げていただきましたが、今年度も対応できません。入試業務が大変であることは理解していますので、業務の軽減も合わせて検討しています」と回答しました。なお、軽減策の具体案についてはまだありませんとのことでした。



4. 通勤手当に関する要求

燃料費の上昇に見あった通勤手当の増額を要求しました。これに対し大学は、「人勤に関するもの以外は検討していません。公共交通機関の通勤手当の改正は予定されていますが、自動車を使って通勤する通勤手当の改正は今回の勧告内容に含まれていません」と回答しました。

それではと、駐車料金の減額を要求しました。これに対し大学は、「駐車料金に関して減額はできません。駐車場ゲートのリース料の増額があり、今年の2月から外来者の休日の駐車料金を1.5倍にしています。教職員の駐車料金については据え置いています」とのことでした。一時的にでも減額できないか聞いてみましたが、それも難しいとのことでした。

5. 非常勤職員の人件費の計画的な削減に関する要求

財務改善パッケージの非常勤教職員の人件費の計画的な削減について計画の詳細な説明を求めたところ、大学は、「財務改善パッケージで様々な項目が出ていますが、1つ1つに関して具体的に検討が進んでいるものばかりではなく、非常勤教職員の人件費の計画的な削減に関しても具体的な計画はありません。非常勤講師に関しても、来年度の雇用は去年ベースで考えていて、大きく人数を減らすことは考えていません。また、非常勤教職員の方が現在担っている仕事は減らすことができません。人件費の削減は業務の効率化等の次の段階の課題として考えていて、減らすことありきで減らすものではありません」と回答しました。

人件費削減は雇い止めで対応することになるのか質問したところ、大学は、雇い止めではなく人員抑制、つまり人員の補充を抑制していきます

と回答しました。付け加えて、「今後人勤で賃上げベースが続いたとき、常勤非常勤に限らず、賃金確保のために従業員数を考えないと組織を維持できなくなります。総務で検討していますが、今の段階で個別具体的な人員の凍結を考えているのではなく、全体的な人員配置や業務の改善を含めて考えています。外部資金の獲得等で努力もしていますが追いつかない現実もあり、総合的な経営判断で検討しています」と説明がありました。

6. 光熱費削減のための一斉休業に関する要求

光熱費削減のための一斉休業について、年休をとりにくい職員に配慮して有給の特別休暇などで対応するように要求しました。また、雇用側の都合による休業に年休を使用させることは問題であることを指摘しました。これに対し大学は、「学部で協力依頼をすることで対応していますが、不都合が出てくるのであれば、どういう課題があるのか整理していきます。従前に労使協定で夏季休暇を計画年休にしていますが、年休5日間消費の法律的な枠組みがあり、それも考慮して計画しています。年休は従業員が自由に使えることは認識しており、8月13日については協力依頼という形をとりました。12月についても検討中ですが、どういう形が良いのかについては、改めて、確認、検討します」と回答しました。

年休が少ない人もいますし、家庭の事情で年休を定期的に消化せざるを得ない人もいますので、是非検討し、結果を組合に伝えるよう改めて要求しました。

7. 孫のための休暇に関する要求

高齢化した従業員のニーズに対応した「孫のための休暇」の制定を要求しました。これに対し大学は、「複数のところで導入されている病気の孫の看護休暇を来年4月実施予定で検討しています。それを進めた上で、次の段階を検討したい」と回答しました。



特に孫が生まれた後の1ヶ月の期間が大変なので、その期間にサポートをしやすくなるような長期の休みを考えてほしいと伝えたところ、いきなり長期休暇の対応は難しく、男性の育休増加等と一緒に検討したいとのことでした。

また、孫誕生後の長期休暇に加えて在宅勤務の要件に孫を入れることも要求しました。

8. 非常勤講師の賃金未払いに関する要求

非常勤講師の追試業務の賃金未払い問題において、常勤教員へ追試業務の委託を進める対応は、非常勤講師の追試問題作成・採点業務に報酬がないのと、常勤教員の労働強化の2つの観点で問題であることを指摘し、追試問題作成・採点について非常勤講師に相当の手当を支給することを要求しました。また、常勤教員への委託時に本試験問題を提供し追試で利用させるのは、試験の公平性の観点で問題があることを伝えました。これに対し大学は、「常勤教員が非常勤講師の作成した追試問題を使って試験監督を行うことを想定しておらず、常勤教員が非常勤講師と相談の上、何らかの対応をすることを考えています。原則として業務に対し対価は払いますが、追試だけ時間外の時給を考えるのは難しいので、新しい追試問題を作った場合は、可能な限り非常勤講師に試験をしていただきます」と回答しました。

今の3学期の試験で追試を職員や常勤教員に任せただけの場合どうするのか質問したところ、学部では委託して口頭試問にすることはあるかもしれませんが、非常勤講師が追試問題作成と試験を行うのが原則ですとのことでした。

学務部は、予算の都合で非常勤講師の追試業務を基本的に常勤教員か職員が行うと考えているようですが、学務部と意思疎通ができていますのでかと質問したところ、学務部において制度設計を明確にし、予算を管理する人事課と意識合わせを行い齟齬が生じないよう検討しますとのことでした。

この問題は、非常勤講師の労働時間が明示されていないことと、労働時間を把握するシステムがないことが根底にあります。何か改善する方法はありませんかと聞きました。これに対し、大学は、「非常勤講師の時間単価は、教室内の労働時間に加えて準備もあることを考慮して決めています。それが労働に見あっているかどうかはその都度考えなければいけませんが、授業時間以外も評価して単価設定を行っています」と回答しました。

時給契約で時間外の業務を時給に含めることはできないことを指摘し、90分授業が60分授業になったとき、90分で2時間分の時給が60分で1時間分の時給になり、30分分の余分がなくなって、それ以降、非常勤講師に不満が溜るようになったこと、特に新しく導入された英語のライティング授業の負担が大きいことを伝えました。これに対し大学は国の制度に従っており、認識が異なるとの見解を示しました。

参加していた英語の非常勤講師の組合員が、非

常勤講師の置かれている非常に厳しい状況について切々と説いたところ、大学は持ち帰って考えたいと思いますと回答しました。

また、非常勤講師が業務で使うPCについて、雇用側で準備するのが普通で、個人情報の取り扱いの観点からも非常勤講師に対して業務用の機器を準備してほしいことを要望しました。

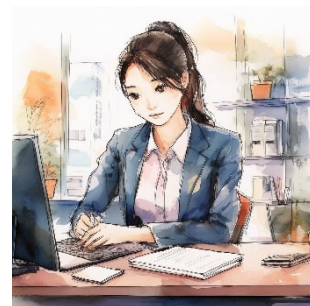


9. 非常勤職員の待遇改善に関する要求

常勤と非常勤の処遇差は職務内容と責任の重さが違うので妥当と大学は主張していますが、その前提が徹底できていないようなので徹底するように要求しました。これに対し大学は、「以前から課題になっており、数年前に同一労働同一賃金の対応で徹底するよう指導し、徹底した運用がなされています。個別のケースがあるかもしれませんが、各部署の労務管理者にも徹底を伝えていきます。また時期をみて指導していきたいと考えています」と回答しました。

組合に長年大学に貢献している非常勤職員から何件も相談が寄せられていることを伝え、実際に現場から非常勤職員が常勤職員と同じ働き方をしていると不満の声があったら大学はどうか聞きました。これに対し大学は、「厳密に行うのは難しいですが、処遇差の整理をしている以上、あくまでも非常勤職員が担う職責を果たしていただき、そこにいる承継職員なり管理職がそれを管理していきます。常勤職員は係のマネジメントなども職責に積み上がっていきませんが、非常勤職員にそこまでのものは求めていません。実情として長くおられる方に実務が集中する状況はあるかもしれませんが、非常勤職員から不満があった場合、その苦情を聞いて改善するのも常勤職員の職務なので、まず担当の方で業務分担を改めて考えます」と答えました。

それについて、非常勤職員に補助以上の仕事を頼んでいるのも、不満を改善する役割を持つのも同じ常勤職員なので、自ら進んでは改善しないと指摘しました。



まずは、待遇アップと職務内容の徹底をしてほしいと前置きした上で、非常勤職員が少しでも働きやすい環境になるようにフレックスタイム制の導入を提案しました。これに対し大学は、これまで非常勤職員のフレックスタイム制を検討したことはありませんが、当然、常勤職員だけでなく非常勤職員も働きやすい環境にしたいと思っていますので、組合からの指摘や要望を受け止めて考えたいと答えました。

10. 子連れ学会参加支援に関する要求

研究者が学会に参加したとき、外部資金で帯同した子どもの交通費などを認める仕組みを導入することを要求しました。これに対し大学は、先行して導入している大学の情報を収集して制度を整えて行きたいと考えていますと回答しました。続けて大学から、「今年度、出張先でベビーシッターに預ける場合、事前申込でお金を支払う制度を始めたところ、男性も含め少しずつ利用も広がっています。今回の提案も他大学の情報を入手しているところで、外部資金の他にもどうい

う度で進めていけるのか情報収集しています。少しでも出張等に行きやすいようにしたいと考えています」と説明がありました。

組合でベビーシッターの制度を好評価していることを伝え、制度を作った理由と経緯を聞いたところ、「研究される方の学会等の出張はとても大事で、それを諦めざるを得ないことがあるのはダイバーシティ推進室で問題になっています。出張を少しでも後押しできる方向で進めています。いずれの制度でも、財源など様々な問題の解決が必要になります。今回のベビーシッターについては、今ある補助金を使っていますが、支出できる範囲等を考慮しながら一つずつ進めています」とのことでした。

交通費については、他大学の情報を収集し始めたところで、まだダイレクトにお答えできるものではありませんとのことでしたので、前向きな検討を依頼しました。



あなたも組合の仲間になりませんか？

教員の方も、事務職員の方も、パートの方も組合に入ることができます。加入申し込みは、各単組役員、もしくは右下のQRコードからどうぞ。メールは、info@odunion.jpまで。

主な活動

団体交渉、学長懇談会研究科長・各部長・病院長と交渉、講演会、学習会の開催、レクリエーション活動、コーラスサークルなど



ユニオン

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください。セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：中東靖恵 文学部准教授 内線 7426

楽しい仲間のふあみりいコンサート vol.7

～心にぐっとくる歌・唄・Song～

出演：岡山大学職員組合合唱団・ムジカニシムラ

日時：2025年3月9日(日)

開場：15:00 開演：15:30

場所：岡山ルーテル教会 岡山市北区広瀬町3-13

曲目：アメージング グレイス, Believe, にじ,
美しく青きドナウ, 砂山, 鞠と殿様, 小さな空,
Fnculi・Funicula, Killing me softly with his song,
Ombra mai fu, I could have danced all night など

入場無料

クラシック, 童謡からポップスまで幅広い音楽をお楽しみ下さい!!



主催：岡山大学職員組合合唱団

お問い合わせ：岡山大学職員組合

Tel/Fax: 086-252-4148

mail: info@odunion.jp

HP: <https://odunion.jp/>

サイクリングで里山探訪（岡山編）

第10回 二つの備前一宮

高橋裕一郎（理学部職員組合）

2024年は世界各地で紛争が続き、平和を取り戻すことができない年でした。将来の展望も見えず、物価高が続き、多くの人が生活不安を抱えています。そんなわけで新年には2025年の平穏を願って初詣に出かけてみませんか。できたら御利益が多そうな一宮（各令政国（旧国）の一番の神社）にお参りしたいですね。おもしろいことに、岡山市の備前国には一宮が二つあるのです。二つの一宮は岡山市街から離れたところにあるので、サイクリングでなら車の渋滞を気にせずお参りすることができます。

一つめは皆さんにもよく知られている北区一宮にある吉備津彦神社です。津島キャンパスから吉備路自転車道を走ると20-30分ほどで到着します。立派な社（やしろ）があり、庭園には



吉備津彦神社への吉備線の踏切

亀が甲羅干しをしている池があり、神社の門前には小さな茶店があります。近すぎて物足りないと感じる方は、神社の背後の吉備の中山の麓を2kmほど西へ走り、隣国の備前一宮である吉備津神社も訪れるといいでしょう。いずれも桃太郎のモデルとみなされる吉備津彦命（きびつひこのみこと）にまつわる神社です。さらに吉備津神社の裏手から吉備の中山にヒルクライム（自転車による山登り）も楽しめます。そこには備前国と備中国の境に281歳(!?)で亡くなった吉備津彦命の墓と伝えられる中山茶臼山古墳があります。伝承はいささか怪しいのですが、新年早々このコースを走って一汗流すのは爽快です。

二つめの一宮は、北区と赤磐市の境界を1kmほど赤磐市側へ北上したところにある石上布都御魂（いそのかみふつみたま）神社です。津島キャンパスから25-30kmありますが、田園風景が美しく、サイクリングコースとして楽しめます。私がよく走るコースは、第1回の連載で書いたように、旭川の金川大橋近くまで旭川の左岸を進みます。そして、支流の新庄川の土手沿いの道走ると県道255号に合流します。しばらくのどかな田園地帯を走り、県道468号に入ります。ここからなだらかな坂を登り始めます。山間の棚田を左手に眺めながらゆっくりと登ると、右手に布都御魂神社の宮司の家が見えてきます。そこを過ぎると棚田の風景も終わり山間のカーブの多い上り坂になります。ゆっくり登らないと汗が吹き出てきますが、間もなく左手に大きな真

新しい鳥居が見えてきます。ここを左に曲がり参道に入ると、道幅が狭くなり急坂になります。古い鳥居を過ぎると、古い民家を改装した「ふつみ茶屋」が左手にあります。さらに登ると駐車場で、ここからは徒歩で細い山道を登ると神社に着きます。駐車場を通り過ぎてかなりの急坂を登れば、境内まで自転車で登ることもできます。



真新しい鳥居と参道沿いの茶店

この神社はこぢんまりとしていますが、神話に記述される素戔嗚（すさおの）が八岐大蛇（やまたのおろち）を斬った十握剣（とつかのつるぎ）を御神体として創建されたという由緒があります。十握剣は後世に大和の石上神宮に移されたそうです。この御神体があったとされる磐座（いわくら）へは本殿からさらに山道を登ります。この伝承の真偽は分かりませんが、両神社の社伝に一致した記録が残されているようで、歴史の深さを感じさせられます。



布都御魂神社と長い階段の上にある妙教寺山門

茶屋の手前で棚田の方に右に分かれる狭い道を進むと、左手に長い石段を見上げた先に大松山妙光寺の山門が現れます。このあたりは今ではひなびた地域ですが、古にはとても栄えていたことを偲ばせます。何年も前に布都御魂神社の高齢の宮司の方に話を伺ったことがあります。渡来系の高度な技術を持った集団の集落が点在していたそうです。また、明治の頃までたたら製鉄が行われていたので、子供のころに新庄川で遊んでいると捨てられた鉄滓（てっさい）で足を切らないように気をつけていたとのことでした。この地域をサイクリングで走り回ると、古代から近代までの長い歴史が混ざり合った不思議な雰囲気を感じさせてくれます。

さて、吉備津彦神社も布都御魂神社も戦に関わる神社のようです。にもかかわらず古い歴史のあるこの神社に初詣して新しい年の平和を祈ってみてはいかがでしょうか。